

4 里親支援の実施状況

(1) 養育等に関する相談への対応状況

【制度の概要】

都道府県市は、里親への支援の一環として「里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、その他必要に応じ速やかに適切な対応を図ること」とされている⁷⁷。

里親からの相談に対応できる体制について、「里親委託ガイドライン」では、「養育上の悩みに対して里親が複数の意見を聞きたい場合があることや、担当者との相性により相談しづらかったり、相談内容によっては、児童相談所には相談しづらいが、民間の相談先には相談しやすいこともある」として、「里親には、複数の相談窓口を用意」するものとされている。

また、こども家庭庁は、「里親委託ガイドライン」において、里親同士の相互交流の場の定期的な企画と参加勧奨を児童相談所に求めている。

里親会は、里親相互の資質の向上を目的とした研修会や連携を深めるレクリエーションなどを開催して里親を支援するものとして全国に 65 団体が設けられている（令和 4 年度時点）。里親会の組織形態は、一般社団法人や NPO 法人もあるが、児童相談所や社会福祉協議会内に事務局が置かれているところもあり、加入率も里親会によって差がみられる。

里親会について、こども家庭庁は「里親の相互交流や経験豊富な里親の相談による養育技術の向上、里親の孤立化の防止のために重要な役割を持つ」と位置付けており、里親に対しては、「すべての里親は、里親会の活動に参加する」ことを求めている。また、都道府県市に対しては、里親会への加入者を増やすため、登録里親の氏名、住所、委託の有無などの基本情報を里親会に提供して、参加勧奨を行うことを求めている。

なお、里親同士の相互交流の例としては、里親サロン（里親同士が養育体験等を共有する相互交流の場）があり、既存の調査研究によると、86.3%の里親会で里親サロンが開催されている。

【調査結果】

ア 里親からの相談状況

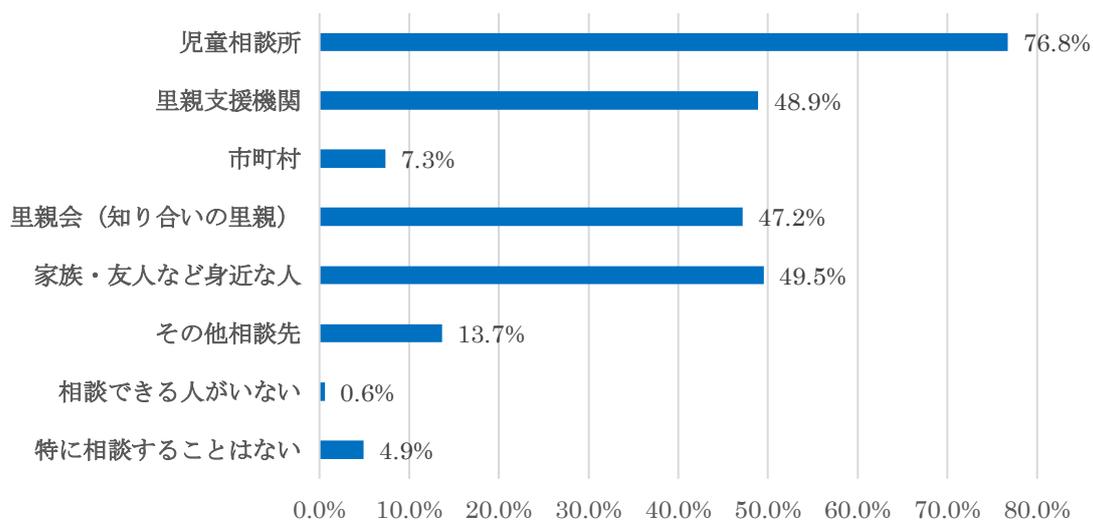
里親に対する相談窓口の案内状況について、調査した 29 児童相談所が里親に示している具体的な相談先を調査したところ、書面や口頭等により、児童相談所のほか、里親支援機関、里親支援専門相談員、市町村や里親会などが相談先として案内されていた。

⁷⁷ 「里親制度の運営について」（平成 14 年 9 月 5 日付け雇児発第 0905002 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

また、里親へのアンケート調査により、児童の養育経験がある 1,209 世帯の里親が、養育における悩みや困りごとがあった際に相談したことがある機関等について把握したところ、次図のとおり、児童相談所、里親支援機関が高い割合を占めていた。

さらに、里親会（知り合いの里親を含む。）や家族・友人など身近な人に相談した里親も同様に高い割合を占めていた。

図 4-(1)-ア-① 養育に関する悩み等があった際に相談した機関等



(注) 1 当省のアンケート調査結果による。

2 割合は、「養育に関する悩み等があるときの相談先」に関する質問において有効回答があった 1,200 世帯に占める割合

他方、アンケート調査において児童相談所を相談先とはしていない里親に対して、インタビュー調査により、その理由等について聴取したところ、次のとおり、「児童相談所は多忙で相談しづらい（連絡が取りづらい）ため」、「里親委託の措置権限がある児童相談所に相談すると養育能力がないと思われまいか懸念したため」などの意見が聴かれた。

インタビュー結果 4-(1)-ア-① 児童相談所に相談しなかった理由

No.	主な理由
1	児童相談所が多忙であるため、よほどのことがない限り児童相談所に相談することは考えなかった。 また、就学時検診や委託期間の延長などについて児童相談所から連絡が来ることがあったが、仕事で出られず、折り返すと今度は児童相談所の担当者が不在などでまた後日仕事で折り返しがあるなど、連絡がうまくいかないことがあり、つながりにくい印象があるため、余り連絡しようと思わない。

2	<p>通常、年に1回、児童相談所の家庭訪問が行われるが、一度目の家庭訪問があった後、同年度中に、担当者が代わったという理由で児童相談所から二度目の家庭訪問の打診があった。</p> <p>同じ児童（里子）を長年養育しており、家庭訪問に来ても前回と同様の内容を伝えるだけにとどまるので訪問を断ったところ、児童相談所から「児童相談所の助言・指導に従わない場合には、里親委託の措置解除もあり得る」旨の文書が届いた。この一件から児童相談所に悩み等を相談しようとは思わなくなった。</p>
3	<p>児童相談所職員による家庭訪問の際、児童（里子）は、家の中を走り回ったり里父の顔にペンで落書きをしたりと落ち着きがない様子を見せることが多かった。</p> <p>児童相談所の職員からは、大丈夫かどうかの声掛けをしてもらったが、児童相談所は里親委託の措置権限を有するため、仮に困りごとを相談した場合、措置解除になるのではないかとの思いから具体的な相談をしなかった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

また、里親へのアンケート調査により、「児童相談所又は里親支援機関」及び「児童相談所や里親支援機関以外（市町村、里親会（知り合いの里親を含む。）、家族・友人、その他）」の相談対応の満足度について把握したところ、いずれも「期待どおりであった」と回答する里親（それぞれ 59.7%、76.0%）が「どちらとも言えない」、「期待どおりではなかった」と回答する里親に比べて多かった。

さらに、相談対応の満足度を回答した里親に、インタビュー調査で相談事例や相談した理由等を聴取したところ、次のとおり、里親支援機関や里親会（知り合いの里親）が児童相談所の対応を補完する役割を担っている状況がみられた。

インタビュー結果 4-(1)-ア-② 里親からの相談対応の実例

No.	事例の概要	
1	対応機関	満足度
	児童相談所	期待どおりであった
	<p>初めての子育てで不安であったが、里親委託から1週間後に児童福祉司（児童担当）が定期訪問（注）した際に、保健所の保健師と一緒に連れてきてくれて、実演を交え、児童への接し方を丁寧に教えてくれた。このことをきっかけに、児童相談所の対応に信頼を寄せるようになった。</p> <p>また、児童の発熱時や夜泣きが止まなかったときにどのように対応すべきか分からないことが多かったため、児童福祉司（児童担当）による自宅訪問時や電話での状況確認時によく相談していた。児童福祉司は、その都度、子育てに関する本や写真を使って丁寧にアドバイスしてくれたので養育の不安が軽減された。</p> <p>さらに、児童福祉司（里親担当）が、里親会が開催するサロンに参加し、里親の状況を確認してくれた。当該児童福祉司から声を掛けられたときに、養育の悩みを相談することはなかったが、里親に寄り添ってくれている印象を受け、児童</p>	

	<p>相談所の対応に信頼を寄せるようになった。</p> <p>(注) 児童福祉司(児童担当)は受託開始から3か月までは毎週1回、3か月以降は毎月1回、自宅に訪問してくれたので、児童の養育に関して不安があれば、すぐに相談することができた。</p>	
2	対応機関	満足度
	里親支援機関	期待どおりであった
	<p>里親支援機関は、いつもレスポンスが早く、相談や悩みごとに対しても、専門的な知見(注)を生かしつつ、里親の気持ちに寄り添った細やかなコメントやアドバイスをしてくれるため、養育に対する不安も軽減されて助かっている。具体的には以下のような実例がある。</p> <p>(注) 居住する地域の里親支援機関には、乳児院での勤務経験がある職員がおり、児童養育の専門的な知見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神疾患を抱える実母の体調不良を理由に児童(里子)と実母の面会交流が、直前にキャンセルとなったことがあった。 このことについて、里親として、児童へのケアが必要であると考え、里親支援機関に児童の様子を報告するとともに、児童へのフォローや接し方について相談した。里親支援機関は、里親の考えや不安に共感してくれ、何度もやり取りを重ね、親身になって一緒に児童への伝え方やフォロー方法を考えてくれて、非常に助かった。 児童が通う保育所から、同級生と喧嘩になるトラブルがあったとの連絡を受けた際、里親支援機関に対し、この出来事を報告するとともに、喧嘩相手の家庭にも謝罪に行くことを考えている旨を伝えたところ、里親支援機関の担当者も必要な対応を親身になって考えてくれ、委託後間もない時期であったこともあり、謝罪に行くのであれば同行すると申し出てくれた。結果的に謝罪に向くことまではしなかったが、この対応にはとても感謝している。 	
3	対応機関	満足度
	里親会(知り合いの里親)	期待どおりであった
	<p>深刻な悩みや困りごとではないが、そもそも養育に関する情報量が少なく、将来が不透明で養育を全うできるか不安であった。</p> <p>そのため、里親会のイベントにおいて、「養育に至ったいきさつは何か、どんな子を養育しているのか」、「どうしてその子とマッチングできたのか」、「今後どうしていき、いつまで育てるのか」などを里親同士で話をした。個別具体的な悩みや困りごとを解決したわけではないが、里親同士で共有できたことが大きかった。</p>	
4	対応機関	満足度
	里親会(知り合いの里親)	期待どおりであった
	<p>児童養護施設出身の児童を受託して間もない頃、児童が里親家庭での食事の際、食べ物を取られないようにするためか、口いっぱい食べ物を詰め込み、口からあふれんばかりに頬張って食べていた。</p> <p>里親として、児童が成長して外で食事をする際に恥ずかしい思いをしないよう、何とかして食べ方を改善させる必要があると思い悩み、養育経験豊富な里親</p>	

に相談したところ、「児童が今の環境に慣れ、この場所では安心して食事ができるということを理解すれば、自然と直るから静かに見守るように」と言われ、悩んでいた気持ちが楽になった。しばらくすると、相談した里親が言ったとおり、児童の食べ方は改善された。

(注) 当省の調査結果による。

イ 里親会の活動状況

上記のとおり、里親会が里親同士の交流の場として一定の役割を果たしている実態がみられたところ、調査対象とした 29 児童相談所の管内で活動している 16 里親会でも、次表のとおり、全ての里親会において、里親サロンの開催などを行っており、里親同士の交流を推進する役割を担っていた。

表 4-(1)-イ-① 里親会の活動状況（調査対象里親会）

(単位：里親会)

活動内容	里親会	主な活動例
里親サロンの開催	16	各地区で年に 1 回里親サロンを開催しているほか、里親会の行事として、音楽療法士やサッカー指導員といった専門資格を持った里親の協力を得て開催している児童参加型イベントや、里親家庭内で話しにくい悩みを共有できる里父会（飲み会）・里母会（ランチ会）等を実施している。
研修の開催	10	里親会加入世帯及び里親登録から 1 年未満の里親会未加入世帯に対して、こども・子育て支援を行っている団体の代表を講師として招き、里親自身がイライラする気持ちの落ち着かせ方や、児童の個性を見つけるコツ等の研修を実施している。
里親制度の普及啓発	7	里親の周知活動について、支部単位で各児童相談所が行うパネル展示や制度説明会に協力したり、里親会が主催となって、事務局職員や役員、児童相談所職員と協力してハート型の広報物品を配布したりしている。また、広報誌を年 1 回発行し、里親制度の現状や他県でのイベント情報などについてメールリストによる一斉送信を実施している。
里親宅への家庭訪問	2	里親サロンに参加できなかった里親を対象に、当時の地区里親会会長が声掛けのために児童相談所と同行訪問を行ったことを契機として、2 か月に 1 回、地区里親会、児童相談所及び里親支援専門相談員で行われる連絡会において必要と判断した里親世帯に訪問している。

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査日時点における実績である。

また、調査した 29 児童相談所及び 16 里親会に対して、里親会に期待する役割や活動について聴取したところ、20 児童相談所及び 14 里親会が、里親会の活動を積極的に推進したいとしており、そのうち、20 児童相談所及び 9 里親会から、次表のとおり、里親会が「里親同士の相互交流の促進」を担うことへの期待等が聴かれた。

表 4-(1)-イ-② 里親会の役割に関する認識

(単位：児童相談所、里親会)

里親会に期待する役割	児童相談所	里親会
里親同士の相互交流の促進 (里親の心理的不安の解消など)	20 (100%)	9 (64.3%)
里親制度の普及啓発	3 (15.0%)	2 (14.3%)
里親への直接支援 (家庭訪問など)	0 (0%)	1 (7.1%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 括弧書きの数字は、里親会の活動を積極的に推進したいとする児童相談所 (20)、里親会 (14) に占める割合であり、小数第二位を四捨五入している。

一方で、一部の児童相談所や里親会からは、必ずしも里親会の活動を推進することに積極的ではなく、どちらかといえば中立的とする意見が聴かれた。

このような中立的な意見は、児童相談所では 27.6% (29 児童相談所のうち 8 児童相談所)、里親会では 12.5% (16 里親会のうち 2 里親会) と、里親会と比べて児童相談所の方から多く聴かれ、児童相談所と里親会の間、その活動への期待感に温度差がみられた。

中立的な意見について、具体的には「里親会は任意団体であり、里親会への加入や活動参加は強制するものではなく、個人の判断に委ねられるべきものではないか」、「里親会の体制面から活動を更に活発化していくことに限界がある」などの見解があった。

なお、調査した 16 里親会からは、次表のとおり、今後の活動推進に向けての課題が挙げられており、特に児童相談所の協力を課題とする里親会が多かった。

表 4-(1)-イ-③ 里親会の今後の活動推進に向けての主な課題

(単位：里親会)

課題	里親会	主な内容
児童相談所の協力	7	・加入勧奨に向けて児童相談所と協力関係を築けておらず、里親会未加入世帯の情報を把握していないため、積極的な加入勧奨の取組を実施できていない。 ・里親と児童相談所職員の交流を目的に、里親会が実施するサロン等の場に、児童相談所職員も参加してほしいと声掛けを行っているが、業務多忙等の理由で一度も実現していない。
体制、予算面の強化	6	会費だけでは会の運営が厳しいので都道府県市の補助金を上げてほしい。
加入促進	4	加入率の底上げをしたいが、未委託里親には養育支援などを行うことができず、加入のメリットを感じにくいいため、加入を勧奨しづらい。
里親制度の普及啓発の促進	4	里親委託推進のためには、里親会の活動を活発化させていく必要があるが、まだまだ理解が及ばないところがあるのも事実であり、里親制度全般の理解を深め、普及啓発を図る必要がある。

(注) 当省の調査結果による。

(2) 里親不調への対応状況

【制度概要】

委託前に児童と里親との間の調整を十分に行い委託した場合であっても、児童と里親の関係が悪化し養育を継続できない状態（里親不調）になることがある。

里親不調と判断された場合には、措置変更（児童養護施設入所や別の里親に委託）が行われるが、その場合には、「子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性」があり、特に里親委託の場合には、「子どもの抱く失望感や里親が抱く喪失感」があるため、きめ細かな配慮が必要とされている⁷⁸。

このため、こども家庭庁は、不調の兆しをできるだけ早く把握することが大切であり、不調の兆しがあれば、「家庭訪問や相談支援を行い、里親に対して必要な助言を継続的に実施することやレスパイト・ケアの利用を勧めるなど里親に休息をしてもらうこと、また、里親同士の相互交流の場であるサロンへの参加や里親支援機関等の相談支援の活用、さらには、子どもに対して児童相談所への通所指導を行うなど、できるだけ委託を継続することができるよう支援を行う」としている。

⁷⁸ 「児童相談所運営指針について」

また、やむを得ず委託の解除となる里親に対しては、「里親委託ガイドライン」において「委託解除の理由等について丁寧に説明するなど、養育がうまくいかなかったことへの傷つきや、喪失感等へのケアが重要である」としている。

【調査結果】

（里親不調件数の推移）

調査した 29 児童相談所において、平成 27 年度から令和 3 年度までの隔年における里親不調件数の推移を調査したところ、次表のとおり、里親委託児童数の増加を背景に増加傾向にあった。

表 4-(2)-① 里親不調件数の推移（調査対象児童相談所）

（単位：人）

区分	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
里親委託の措置を変更又は解除した児童数	193	190	253	280
うち里親不調を理由とするもの	22	27	39	44
（参考）当年度の里親委託児童数（新規）	207	278	310	296

（注）1 当省の調査結果による。

2 各年度中に里親委託の措置を変更又は解除した人数である。

3 平成 27 年度から令和 3 年度までの里親不調の件数を把握できた 23 児童相談所の実績である。

4 「うち里親不調を理由とするもの」には調査した児童相談所が「児童と里親との関係が悪化し養育を継続できない状態」と判断したものを計上している。

（家庭訪問の実施状況）

調査した 29 児童相談所のうち、平成 27 年度から令和 3 年度までの隔年における里親家庭の訪問実績（延べ回数、世帯数、1 世帯当たりの訪問回数）が把握できた 17 児童相談所における当該実績の推移をみると、次表のとおり、おおむね増加傾向となっていた。

表 4-(2)-② 家庭訪問実績の推移（調査対象児童相談所）

（単位：回、世帯数）

区分	平成 27 年度	平成 29 年度	令和元年度	令和 3 年度
延べ訪問回数(a)	2,025	2,430	3,458	3,934
訪問世帯数(b)	727	903	1,072	1,194
1 世帯当たりの訪問回数 (a/b)	2.8	2.7	3.2	3.3

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 各年度末時点における実績である。
 3 訪問回数には外部委託機関（里親支援機関等）が実施した家庭訪問等を含む。なお、児童相談所又は外部委託先団体の家庭訪問回数を計上できなかった場合は、いずれかの回数のみを計上している。
 4 平成 27 年度から令和 3 年度までの家庭訪問回数を把握できた 17 児童相談所の合計数である。

また、調査した 29 児童相談所に、家庭訪問の効果について調査したところ、「里親との関係構築につながった」とする効果のほか、次のとおり、「里親と児童の関係性を直接確認することで、里親不調の兆しを把握でき、個々の支援につなげることができた」との意見とともにその具体例がみられた。

事例 4-(2)-① 家庭訪問を契機として里親不調の兆しを把握して支援につなげた例

No.	事例の概要
1	<p>児童相談所の家庭訪問の際、発達に遅れのある児童が進んで勉強をしないことで、里親から児童への当たりが厳しい場面がみられた。</p> <p>家庭訪問後、所内で検討した結果、不調を防ぐため、レスパイト・ケアを実施することになった。レスパイト・ケア後、児童相談所から、里親にフィードバックが行われ、養育における大変な面について労いの声を掛けるとともに、児童の特性を整理し、大変な場面への対応方法について助言した。</p> <p>また、レスパイト・ケアを契機に再度知能検査を実施して、里親にその結果を伝えたところ、知能指数や発達状況が確認できたことで里親側も児童がなぜできなかったのか原因が分かり、一安心した。これらの対応をすることで、不適切な関わりから不調になることを事前に防ぐことができた。</p> <p>なお、児童は里親家庭で様々な経験を積むことで言葉も増え、児童の知能指数が倍近く上がるなど、里親委託の効果が表れている。</p>
2	<p>外部委託先団体の職員が児童を受託している里親家庭に家庭訪問に訪れた際、これまでの家庭訪問では、リビングにおもちゃが広げられている様子が見られていたが、ある時期からこども部屋を作ったとしてリビングからおもちゃがなくなっていることに気が付いた。</p> <p>リビングで遊ばせていないのか、こども部屋にずっと居させているのかやその理由等を聞き取りしたところ、児童が里父や他人とはうまく付き合っている一方で、里母には懐かず関係がぎくしゃくしており、リビングから児童の居場所がなくなっていることが分かった。</p>

	<p>委託先団体が児童相談所に家庭状況と聞き取り内容を報告した後、児童相談所は、児童と面談するとともに、里親に対しては話を聞いて助言を行った。</p> <p>これらの支援の結果、里母との関係も改善し、これまでどおりリビングにおもちゃが広げられている状況が戻り、里親不調を事前に防ぐことができた。</p>
3	<p>里親支援専門相談員が、養育中の里親への支援としての定期家庭訪問に訪れた際、里親がぎっくり腰になっており、その影響で児童の世話をすることも困難だという話を聞いた。</p> <p>里親支援専門相談員は即座に児童相談所に電話で報告し、児童相談所の里親養育支援児童福祉司がレスパイト・ケアの取組に取り掛かった。</p> <p>里親支援専門相談員はすぐに里親家庭の近所の別の里親にも電話し、事情を説明したところ、当該里親（別の里親）は、レスパイト・ケアによる受託を快諾し、引継ぎが行われ、家庭訪問から1、2時間でレスパイト・ケアの開始につながった。</p>

(注) 当省の調査結果による。

(里親不調の振り返りの推進)

上記表 4-(2)-①のとおり、里親不調は毎年一定数発生しており、調査した児童相談所では、里親不調による措置解除等が発生した場合の里親へのケアを重視しており、実際に、26 児童相談所では、「里親委託から措置解除や変更を行う場合には、事前に里親に対して「児童の成長のために、施設（集団生活）利用が望ましい」等、児童相談所における専門家等の診断を踏まえた見解を伝え、委託の解除に至る経緯を説明する」など、丁寧な対応を行っていた。

一方で、2 児童相談所では、「現行の体制では手が回らない」などとして、特段のケアを行っていなかった。

上記のケアと併せて、今後の養育支援に生かすため、25 児童相談所では、「里親不調により委託解除となった里親について、来所により面談を行い、どういった点が問題であったかなどの振り返りを行っている」など、里親不調後の振り返りを実施している。

これらの取組の中には、振り返り結果を関係者の協議の場で共有している例があるほか、次のとおり、養育支援の業務にフィードバックできるよう工夫している例や実際にフィードバックされた例がみられた。

事例 4-(2)-② 振り返り結果を養育支援にフィードバックできるよう工夫している例等

No.	事例の概要
1	<p>令和 3 年 3 月に、里親不調の未然防止を目的として、大学教授、都道府県市、中央児童相談所、里親支援専門相談員や民間フォスタリング機関で構成する「不調ケースについての検討会」を開催した。</p> <p>同検討会では、里親が養育に困り、里親委託の措置解除等になったケースを取り上げ、統一様式（アセスメント表）により事後検証を行い、大学教授が総括として</p>

	<p>課題や必要事項をまとめた。</p> <p>児童相談所は、この検討会を実施したことにより、ケース全体の振り返りができ、支援のバランスや選定時のアセスメントが重要だということを改めて認識した。その結果、里親選定をする際にはアセスメントを重視するようになったほか、マッチングも慎重になり、検討会后、解除の件数が少なくなった(注)。</p> <p>(注) 里親委託の解除件数は、上記検討会前(令和元年度、2年度)には5ケースほど発生していたが、検討会后(令和3年度、4年度)には2ケースに減少した。</p>
2	<p>里親不調の振り返りについて、これまでの里親不調の振り返りの方法は各児童相談所でまちまちであったところ、複数の児童相談所を担当している里親等委託調整員、里親等相談支援員及び心理訪問支援員(注1)から、不調の経験を支援者側で共有・検討し支援の質を高めたいとの提案があった。</p> <p>この提案を受け、令和4年度後期から統一した様式に沿って全てのケースを整理し、5年度から里親支援連絡会議(注2)で参加者と共有する取組を開始している。</p> <p>(注1) 里親養育包括支援(フォスタリング)事業に基づき配置することができ、虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる児童に対して、心理面からの訪問支援を行う職員である。</p> <p>(注2) 里親養育支援児童福祉司、里親等委託調整員、里親等相談支援員、心理訪問支援員及び里親支援専門相談員などで構成されている。</p>
3	<p>令和2年4月から、一時保護委託、レスパイト・ケア又は里親委託が終了した際に、里親養育支援児童福祉司が里親家庭を訪問して振り返りを実施し、振り返りの結果は、統一様式である「振り返りシート」を使って記録・保管している。</p> <p>振り返りで把握した里親の養育に関する考え方や今後受託したい児童の年齢等の希望等について、里親ごとの一覧表に反映させ、次回以降のマッチングに活用している。</p> <p>振り返りを行うことで、児童相談所と里親の両方が、今後委託するならどのような児童が適切か、どのような関わり方をしていくべきかなどを検討するきっかけとなり、次回以降の不調を防ぐことにつながる。</p>
4	<p>令和元年10月頃、生後9か月の児童を里親に一時保護委託したが、児童相談所から児童の特性や既往歴が里親に伝わっていなかったことが原因で、里親不調になった事例があった。</p> <p>本ケースの振り返りの結果、一時保護委託があった場合に、i) 里親が「養育記録」を作成すること、ii) 児童相談所が里親に児童の基礎情報や注意点(身長、アレルギー、障害、通院状況等の情報)を伝える「チェックリスト」を作成することとなった。</p> <p>これらの「養育記録」や「チェックリスト」は、令和2年5月頃から別の里親への委託時に、事前情報として伝える資料としても活用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

他方、里親不調の振り返りを実施していない児童相談所は、「里親委託の解除後は、児童へのケアや次の措置先の選定等を優先しており、現行の体制では、里親不調の振り返りまで十分手が回らない。また、振り返りに活用するため、管内の児童相談所共通の様式として振り返りシートを作成したものの、不調により委託解除となった里親の気持ちの整理がついていないことで振り返りを実施できていないなどの事情もあり、振り返りに際して

参考となる事例の蓄積がない」などとしており、体制的に余裕がないなどの理由で、振り返りが実施できていない状況がみられた。

また、里親不調後の振り返りを実施している児童相談所においても、「令和 3 年に試行的に振り返りを実施し、その内容や方法等に課題などがあれば改善を検討したいと考えていたが、この振り返り以降、里親不調の件数が減少したこともあり、検討が進んでいない」などとしており、児童相談所単位では事例数が足りず、振り返りを体系的に整理して分析するまでには至っていない状況がみられた。

これらの状況から、調査した児童相談所から、「今後、里親委託を推進していくと里親不調が増えることが想定され、その課題に備えるためにも、国が事例を収集し、不調の事例の分析・検証を行った上で、ケースに応じた留意点を示してほしい」、「現状、児童相談所単位では里親不調の事例は少ないため、国において里親不調事例の検証を行い、個々の要因や反省点、改善すべき点などをフィードバックしてもらえれば、マッチングの際の留意点となるだけでなく、次の里親委託や養育支援にも生かせるのではないか」などの意見が聴かれた。

【まとめ】

里親不調への対応については、その兆しを把握して早期の支援につなげるために里親家庭への訪問が効果的であることが認められるとともに、里親不調により措置変更等になった場合に、大半の児童相談所が里親へのケアを丁寧かつ慎重に対応していたことが確認できた。

一方で、里親不調を振り返り、その結果を次の養育支援に生かすような取組は多くの児童相談所で行われていたが、個別ケースの振り返りにとどまり、体系的な事例分析や検証を求める意見もあった。

今後、里親委託が推進されるに従って里親委託数が増加すると、里親不調が発生する可能性が高くなることから、事例分析等による未然防止策を検討していくことは重要であると思われる。

よって、国は里親不調の事例分析を行い、分析結果から得られた里親不調に至りやすい傾向やその対策等を例示するなど、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に展開することが必要であると考えられる。

【所見】

こども家庭庁は、里親の安定的な養育環境を整備する観点から、児童相談所が里親不調を未然に防止できるよう、全国の事例を把握・分析し、未然防止に資する情報を全国の児童相談所等に周知すること。